

クラウドクレジット株式会社

2019年5月20日

カメルーン農業支援ファンド 8号分配時運用状況についてのご報告

表記ファンドは当初予定していた満期償還期日を迎えましたが、2019年4月11日に、別途「カメルーン農業支援ファンド 8号 契約期間延長のお知らせ」にて配信をさせていただきました通り、運用期間を2020年3月末日まで延長させていただきました。その上で、2019年3月末時点及び2019年4月25日時点での運用状況に関しまして、以下の通りご連絡申し上げます。

出資金総額	: JPY 35,000,000.-
うち投資総金額	: JPY 34,300,000.-
うち運用手数料	: JPY 700,000.-

=== 運用開始時の状況 ===

グループ会社貸付実行日	: 2018年3月5日
グループ会社貸付金額	: EUR 263,521.82
適用直物 EURJPY レート	: 130.16
グループ会社貸付期間(当初予定)	: 2018年3月5日から2019年3月25日
資金運用日数(当初予定)	: 385日
グループ会社貸付金利(年利)	: 11.40%

===2019年3月25日時点(当初満期時)の状況 ===

予定グループ会社利息返済額	: EUR 31,687.60
実現グループ会社利息返済額	: EUR 0.00
未返済の利息額	: EUR 31,687.60
予定グループ会社元本返済額	: EUR 263,521.82
実現グループ会社元本返済額	: EUR 0.00
未返済の元本額	: EUR 263,521.82
出資者返済原資	: EUR 0.00
円貨換算出資者返済原資	: JPY 0.-

===2019年4月25日時点の状況 ===

グループ会社累積未払利息額	: EUR 34,239.07
実現グループ会社利息返済額	: EUR 0.00
未返済の利息額	: EUR 34,239.07
当初満期時グループ会社未払元本額	: EUR 263,521.82
実現グループ会社元本返済額	: EUR 262,523.88
グループ会社負担外為両替手数料	: EUR 291.23
出資者返済原資	: EUR 262,815.11
円貨換算出資者返済原資	: JPY 32,988,552.-
ファンドの実現利回り	: 満期時にご報告いたします
募集時期期待利回り	: 9.1% (期間: 2018年3月5日~2019年3月31日)

運用者コメント

本ファンドは、本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社(Crowdcredit Estonia OÜ、以下当社エストニア法人)に貸付けたのち、当社エストニア法人が同額を本件債務者(Pan Africa Investment Funding Limited PCC、以下オバンバ社モーリシャス法人)に貸付けました。

本件債務者は貸付を受けた資金をもとに、カメルーン共和国に所在する本件オリジネーター(Ovamba Cameroon Solutions Sarl、以下オバンバ社)が組成するトレードファイナンス事業に参加することとなっておりましたが、同時期に、①オバンバ社が主たる資金需要者のD社に対して経営健全性に疑義を持ち始めたこと、そのため、②オバンバ社は当初D社との間で締結したトレードファイナンス契約では資産保全に懸念があると考え、同ファンドシリーズの前号までの資金を元に行ったD社に対するトレードファイナンスの早期返済を求めたこと、③そのうえで、オバンバ社はより資産保全が強固なストラクチャーでD社とトレードファイナンスを締結し直そうと試みたものの、当該ストラクチャーではD社が取引に応じてこなかったこと、また④カメルーン共和国からの国外送金に遅延が発生していたこと、以上を理由として、いったんモーリシャス共和国にあるオバンバ社モーリシャス法人にて資金を留保し、カメルーンへの投資が可能となるタイミングをモニタしておりました。しかしながら、最終的にカメルーンへのトレードファイナンスを実行する機会が訪れず、資金はローン満期時におきましてもオバンバ社モーリシャス法人に残っていたため、返済させていただく運びとなりました。

《2回の契約期間延長につきまして》

2019年4月11日配信の「カメルーン農業支援ファンド8号 契約期間延長のお知らせ」にてお伝えさせていただきましたように、本ファンドでは2019年3月25日に当社エストニア法人がオバンバ社モーリシャス法人より返済を受けることとなっておりましたが、オバンバ社モーリシャス法人の事務ミ

スにより返済が数営業日遅れることとなりました。本営業者はオバンバ社からの報告を受けて、4月初旬には本営業者が受領できるものと見込んだ上、延長期間を2019年4月11日までとし、2019年4月に投資家の皆様に分配できることを目指しておりました。しかしながら、2019年4月10日時点において、オバンバモーリシャス法人から当社エストニア法人に対する返済金の着金が確認できませんでした。本営業者は東京にある本営業者の分別管理口座へ分配原資が着金する可能性が低いとの判断に至り、この度ファンドの契約期間延長をさせて頂くことといたしました。

なお、オバンバ社からは、2019年4月4日にはすでにモーリシャスの銀行からの送金手続き依頼は完了していると報告を受けておりましたが、当社エストニア法人が未だに資金を受領していないことから、オバンバ社モーリシャス法人に対して先方取引銀行が送金を行ったときのSWIFTメッセージを依頼してもらいました。銀行からでてきたSWIFTメッセージを転送していただき、当社にて確認したところ、送金銀行から送られたメッセージのなかで、資金受取人の銀行口座番号（IBAN）情報に誤記があるものが送付されていたことを認識しました。その後、オバンバモーリシャス法人の取引銀行に対して、資金受取人の銀行口座番号の修正依頼を行いました。

《送金につきまして》

上記の結果、当社エストニア法人はオバンバ社モーリシャス法人からEUR 262,815.11を2019年4月18日に受領し、本営業者は当社エストニア法人より同額（EUR 262,815.11）を2019年4月23日に受領したため、営業者は受領したユーロ貨すべてを円転し、2019年4月期の分配原資として当期に投資家の皆様に分配いたします。

本送金遅延については、オバンバモーリシャス法人における事務ミスに起因するため、本営業者並びに当社エストニア法人は、オバンバ社に対して経緯の説明を正式な書面で行うように請求しております。また、当該遅延による遅延損害金の交渉も同時に行っております。しかしながら、オバンバモーリシャス法人に対する貸付は、オバンバ社の行うトレードファイナンス事業に参加する用途制限が付され、ローンの返済についても、貸付元金及びトレードファイナンス事業から得られる収益に限定される責任財産特約が付されているため、送金による遅延期間の経過利息を請求することは難しいものと見込まれます。また、請求できる可能性がある権利としては、遅延期間の資金に想定される時間価値が挙げられますが、銀行間短期金融市場の取引がマイナス金利となっているユーロ貨においては、事実上その価値はゼロ（あるいはゼロ以下）となり、請求の結果得られる金額はゼロになる可能性が高いと見込まれます。

オバンバ社からの正式な書面と当社作成の日本語訳を完成させたのち、遅延損害金交渉の結果も投資家の皆様に報告させていただく予定です。

<会社概要（クラウドクレジット株式会社）>

【代表者】 杉山智行

【設立年月日】 2013 年 1 月

【資本金等】 2,084,546 千円

【URL】 <https://crowdcredit.jp/>

第二種金融商品取引業

関東財務局長(金商)第 2809 号

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 加入